様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　5月　29日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　　　（ふりがな）かぶしきがいしゃこんぴゅーたしすてむけんきゅうしょ  　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 株式会社コンピュータ・システム研究所 （ふりがな） ながお よしゆき  （法人の場合）代表者の氏名 長尾 良幸  住所　〒980-0014  宮城県仙台市青葉区本町2-19-21 CST共立ビル 法人番号　5370001008075  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」 | | 公表日 | 公表日：2023年　4月　25日  更新日：2023年　7月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」にて公開  <https://www.cstnet.co.jp/company/dx.html>  「DXビジョン」に記載 | | 記載内容抜粋 | 社会環境・生活様式の変化により、あらゆる産業でDXへの取り組みが加速している。  当社のビジネスフィールドである建設業界では、人材不足、技術継承、生産性、働き方改革等の課題解決のため、DXへの取り組みは必要不可欠となっている。  当社は、変化する建設業界へ次代を切り拓く革新的ソリューションの創造を行い、お客様へ勝ち残る力を提供する企業作りを続けている。  このような中、当社はこれまでもDX推進を行ってきたが、今後も先進デジタル技術の活用によりDXを加速し、新たなシステムやサービスを創り提供することで、お客様のDX推進に貢献していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年4月7日の取締役会にて承認・決定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」 | | 公表日 | 公表日：2023年　4月　25日  更新日：2023年　7月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」にて公開  <https://www.cstnet.co.jp/company/dx.html>  「DX戦略」に記載 | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略  デジタル技術を活用した自社のDXを促進し、その実践から得たノウハウをもとに、お客様のDX推進を支援し、お客様に応じた新しい付加価値を提供する。  ▼自社のDX  デジタル技術を用いたデータ活用により、生産性を向上させ、実践から得た経験を、自社が提供するシステムやサービスの革新と創出に取り組む。  ・データ一元管理による業務効率化とリアルタイム経営  内製によるクラウド型基幹システムを開発し、データの一元管理を実現。  顧客との取引や保守情報、案件の進捗管理や見込み客への提案時期等が一元化されたデータを、営業や保守担当、管理者間で情報共有し活用することで各業務の効率化と生産性向上を図る。  また、経営に必要なデータをダッシュボード上で可視化。リアルタイムで最新情報を共有し、迅速な意思決定を可能としている。  ・デジタル活用による業務プロセスの効率化  勤怠管理・経費精算・給与明細・請求書発行・会計システム等でクラウド型サービスを活用し、紙の書類作成、配布、管理の負担等を軽減し、業務プロセスの効率化を進めている。  ・生産性を高めるクラウドサービスや自動化ツールの活用とペーパーレス化を推進  グループウェアやオンラインコミュニケーションツール、自動化ツール活用による情報共有・コミュニケーションの向上・業務の効率化、クラウドストレージを活用したペーパーレス化に取り組んでいる。  ・リモートワークの環境増強とセキュリティ強化  リモートワーク環境の増強とセキュリティを強化し、自宅等で安全に効率良く仕事ができるよう働き方改革に取り組んでいる。  ・アジャイル・ローコード・ノーコードによる開発  開発プロセスの効率・生産性を向上させ、開発要求事項に迅速で効果的に対応するように取り組んでいる。  ▼お客様への DX 推進  建設業をはじめ各業界に特化したソリューションを提供している。今後もお客様へのDX推進において、各業界特有の業務を考慮し、自社で培ったデジタル技術を用いたデータ活用や施策を提供・提案していく。  ・DX推進に関する情報発信と提案  自社で効果があったDXの取り組み、各業界でのDX情報をセミナー等で提供。 また、お客様が課題解決まで至る導入事例をホームページ等に掲載し、同業種や同じ課題を持つ企業に対しての DX 化推進の支援を行う。  ・スマートSMEサポーターとしてのDX支援  ・IT 導入補助金支援事業者としてのDX支援 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年4月7日の取締役会にて承認・決定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進体制と環境整備」に記載 | | 記載内容抜粋 | ▼DX 推進体制  ・代表取締役を責任者とするDX推進事務局が各部門と連携し全社体制でDXを推進している。  ▼人材育成  ・自社のDX促進、お客様へのDX推進のために、社内外の教育受講、各種資格取得を促進・支援し人材を育成している。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進体制と環境整備」に記載 | | 記載内容抜粋 | ▼DX推進の環境整備  ・上記「自社のDX」に記載した各種デジタルツールの導入等、環境整備に努めているが、今後も戦略投資として、環境整備に取り組んでいく。  ・2022年11月 仙台本社新社屋竣工による環境整備  働き方により選べるフリーアドレスを導入。各席に大型モニタを設置し快適な作業環境を整備。ミーティングスペースや個室ブースも多数設け、社内外とのオンライン会議やウェビナー等を効率的に実施。また、大型のリフレッシュスペースも設け、生産性向上の為の環境整備を行った。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社 コーポレートサイト  「DXへの取組み」 | | 公表日 | 公表日：2023年　4月　25日  更新日：2023年　7月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」にて公開  <https://www.cstnet.co.jp/company/dx.html>  「DX推進指標」に記載 | | 記載内容抜粋 | ▼DX推進指標  取り組み達成の指標（KPI）として、以下を設定する。  ・クラウド型基幹システムにて一元化されたデータを用いた業務プロセス改革   * MA・SFA活用による営業活動 →リード数・成約率 * CRM活用による保守活動 → 顧客継続率 * お客様への自社DXノウハウやDX関連情報の発信→DM・HP・セミナー等での発信数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 公表日：2023年　4月　25日  更新日：2023年　7月　20日 | | 発信方法 | 当社 コーポレートサイト「DXへの取組み」にて公開  <https://www.cstnet.co.jp/company/dx.html>  DX推進事務局長である代表取締役が発信 | | 発信内容 | 昨今の社会環境・生活様式の変化により、あらゆる産業で、デジタルトランスフォーメーションへの取り組みが加速しております。  また、当社の主要ビジネスフィールドである建設業界では、人材不足、技術継承、生産性、働き方改革等の課題解決のため、DXへの取り組みは必要不可欠となっております。  当社は創業以来、建設業の価値を高める為のシステムやサービスを提供してまいりました。複雑に変化する建設産業へ、現状を維持する為の単なるモノとしての供給ではなく、次代を切り拓く革新的ソリューションの創造と提供を行い、お客様へ勝ち残る力を提供する企業作りを続けています。  このような環境下、当社はこれまでもDX推進を行ってまいりましたが、今後も先進デジタル技術の活用によりDXを加速し、新たなシステムやサービスを創り提供することで、お客様のDX推進に貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己分析を実施しました。申請時に添付して提出致します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020　年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・当社は、SECURITY　ACTION制度に基づき、自己宣言を行い「二つ星」宣言をしております。（手続完了日：2020年6月10日）  ・個人情報保護規定、情報セキュリティ管理規定を整備し、ITシステムも規定に準じた権限設定を行い運用も定着しております。  また、当社コーポレートサイトで「情報セキュリティ方針」を公表しております。  ◆公表場所  当社 コーポレートサイト「情報セキュリティ方針」  <https://www.cstnet.co.jp/company/securitypolicy.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。